



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *16 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課) 1
- *17 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (") 3
- *18 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 4
- *19 和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 4
- *20 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (") 4

○ 教育委員会規則

- *4 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 5

○ 公安委員会規則

- *2 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 8
- *3 行政不服審査法の施行に伴う関係和歌山県公安委員会規則の整理に関する規則 8

規 則

和歌山県規則第16号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

第13条第2項第3号及び第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項第8号ウ中「又は決定」を「、決定その他の処分」に改める。

別記第5号様式から別記第12号様式までの規定中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審

に

査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第18号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第20号様式中「不服申立人」を「審査請求人等」に改め、「基づく開示決定等」の次に「(開示請求に係る不作為)」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条」を「第20条第1項」に、「同条例第20条」を「同条第2項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「に係る開示決定等」を「の対象となる開示決定等又は不作為に係る開示請求」に、

「
年 月 日付け 第 号による
開示決定等（開示決定・部分開示決定・非開示決定）
を
」

「
1 審査請求の対象となる開示決定等の場合
年 月 日付け決定
(開示決定・部分開示決定・非開示決定) 第 号
2 審査請求の対象となる不作為に係る開示請求の場合
年 月 日付け請求
(決定又は請求の内容)
に、
」

「不 服 申 立 て」を「審査請求」に、「不服申立日」を「審査請求日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第40条」を「第40条第2項」に改める。

第21条第2項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式から別記第8号様式まで、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 （教示）

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この決定又は当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第23号様式中「不服申立人」を「審査請求人等」に改め、「利用停止決定等」の次に「・開示請求に係る不作為・訂正請求に係る不作為・利用停止請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第39条」を「第40条第1項」に、「同条例第40条」を「同条第2項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、

不服申立ての 対象となる決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)	を
-------------------	----------------------------	---

審査請求の対象となる 決定又は不作為に係る 請求	1 審査請求の対象となる決定の場合 年 月 日付け決定 第 号 2 審査請求の対象となる不作為に係る請求の場合 年 月 日付け請求 (決定又は請求の内容)	に、
--------------------------------	---	----

「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立日」を「審査請求日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第8項」を「第19条第12項」に改める。

第22条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「審査を申し立てようとする」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「審査を申し立てようとする」を「審査請求をする」に改め、同項第2号中「申立人」を「審査請求をする者」に改め、同項第4号中「申立て」を「請求」に改め、同条第3項中「審査申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第1号の2様式（裏面）及び別記第1号の3様式（裏面）中「審査を申し立てる」を「審査請求をする」に改める。

別記第9号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第12号様式別記中「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県住民基本台帳法施行細則（平成14年和歌山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（注）を次のように改める。

（注）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則（平成21年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り、同表の2の項中「別表第1第2項」を「別表第1第1項」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の3の項を削り、同表の4の項中「別表第1第4項」を「別表第1第2項」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の5の項中「別表第1第5項」を「別表第1第3項」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の6の項中「別表第1第6項」を「別表第1第4項」に改め、同項を同表の4の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

第14条第1項第8号ウ中「又は決定」を「、決定その他の処分」に改める。

別記第5号様式から別記第12号様式までの規定中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。を
ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第18号様式中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、和歌山県教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記第 20 号様式を次のように改める。

別記第20号様式 (第11条関係)

情報公開審査会 諮問 通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県教育委員会 印

和歌山県情報公開条例に基づく開示決定等（開示請求に係る不作為）に対する次の審査請求について、同条例第20条第1項の規定により情報公開審査会に諮問したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求に係る 公文書の名称（等）	
審査請求の対象となる 開示決定等又は不作為 に係る 開 示 請 求	1 審査請求の対象となる開示決定等の場合 年 月 日付け決定 （開示決定・部分開示決定・非開示決定） 第 号 2 審査請求の対象となる不作為に係る開示請求の場合 年 月 日付け請求 （決定又は請求の内容）
審 査 請 求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮 問 日 ・ 諮 問 番 号	年 月 日 ・ 諮 問 第 号
担 当 課 室 等	班(係) 電話番号() ー 内 線

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 壯 悟

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「728人」を「744人」に、「236人」を「237人」に、「964人」を「981人」に、「1,436人」を「1,430人」に、「89人」を「88人」に、「1,525人」を「1,518人」に、「2,164人」を「2,174人」に、「2,489人」を「2,499人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第3号

行政不服審査法の施行に伴う関係และ歌山県公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 壯 悟

行政不服審査法の施行に伴う関係และ歌山県公安委員会規則の整理に関する規則

(和歌山県金属くず業条例施行規則の一部改正)

第1条 和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「品触の」を「品触れの」に改め、同条中「による品触」を「による品触れ」に改める。

別記様式第8号中「による品触」を「による品触れ」に改める。

別記様式第9号中「（第11条第1項関係）」を「（第11条関係）」に、「60日」を「3か月」に改める。

(書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部改正)

第2条 書面で不利益処分をする場合に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「、行政手続法第27条第2項の規定により異議申立てができない場合を除き」、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく」及び「（異議申立て）」を削り、「60日」を「3か月」に改め、「（決定）」を削る。

(自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第3条 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部改正)

第4条 和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

第14条第1項第8号ウ中「又は決定」を「、決定その他処分」に改める。

別記様式第5号中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記様式第8号から別記様式第12号までの規定中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記様式第18号中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

「 (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記様式第20号様式を次のように改める。

別記様式第20号 (第11条関係)

情報公開審査会 諮問 通知書

第 号
年 月 日

様

印

和歌山県情報公開条例に基づく開示決定等（開示請求に係る不作為）に対する次の審査請求について、同条例第20条第1項の規定により情報公開審査会に諮問したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求に係る 公文書の名称（等）	
審査請求の対象となる 開示決定等又は不作為 に係る開示請求	1 審査請求の対象となる開示決定等の場合 年 月 日付け決定 （開示決定・部分開示決定・非開示決定） 第 号 2 審査請求の対象となる不作為に係る開示請求の場合 年 月 日付け請求 （決定又は請求の内容）
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問第 号
担 当 所 属	電話番号() — 内 線

(和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第5条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第40条」を「第40条第2項」に改める。

別記様式第5号から別記様式第8号まで、別記様式第13号、別記様式第16号、別記様式第17号、別記様式第24号及び別記様式第25号中

「 この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

「 (教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

また、この決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

別記様式第28号を次のように改める。

別記様式第28号 (第24条関係)

個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

印

和歌山県個人情報保護条例に基づく開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等・開示請求に係る不作為・訂正請求に係る不作為・利用停止請求に係る不作為）に対する次の審査請求について、同条例第 40 条第 1 項の規定により和歌山県個人情報保護審議会に諮問したので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容（等）	
審査請求の対象となる決定 又は不作為に係る請求	1 審査請求の対象となる決定の場合 年 月 日付け 第 号 2 審査請求の対象となる不作為に係る請求の場合 年 月 日付け請求 (決定又は請求の内容)
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号
担当所属	電話番号() — 内線

(放置違反金の徴収等に関する規則の一部改正)

第6条 放置違反金の徴収等に関する規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第9号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第7条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年和歌山県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第5号中

(教示)

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

備考

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

」

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

に

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

」

改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成24年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第4号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第5号中「行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書に該当する場合で、」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。